

昭和三十五年通商産業省令第十一号

実用新案法施行規則

実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十条第二項および第五十一条ならびに第五十五条第五項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第八十九条の規定に基づき、ならびに実用新案法を実施するため、実用新案法施行規則を次のように制定する。

（手続の補正の期間）

第一条 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二条の二第一項ただし書の経済産業省令で定める期間は、実用新案登録出願の日（同法第十条第一項若しくは第二項又は同法第十一条第一項において準用する特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願について、実用新案法第二条の二第一項ただし書の規定により同法第八条第四項に規定する書面又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条第一項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の二第二項（実用新案法第十一条第一項において準用する特許法第四十三条の三第三項において準用する書面を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面について補正をする場合にあつては、その実用新案登録出願の日、実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続を補正する場合には、同法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日）から一月とする。

（願書の様式）

第一条の二 願書（次項の願書を除く。）は、様式第一により作成しなければならない。

2 実用新案法第十条第一項若しくは第二項又は同法第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願についての願書は、様式第二により作成しなければならない。

3 産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条第一項に規定する特定研究開発等成果に係る実用新案登録出願をするときは、願書にその旨を記載しなければならない。

（明細書の様式）

第二条 願書に添付すべき明細書は、様式第三により作成しなければならない。

（考案の詳細な説明の記載）

第三条 実用新案法第五項第四項の経済産業省令で定めるところによる記載は、考案が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が考案の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。

（実用新案登録請求の範囲の記載）

第四条 実用新案法第五項第六項第四号の経済産業省令で定めるところによる実用新案登録請求の範囲の記載は、次の各号に定めるところとする。

- 一 請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。
- 二 請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。
- 三 請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならない。
- 四 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。
- 五 他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するときは、引用する請求項は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはならない。

（実用新案登録請求の範囲の様式）

第四条の二 願書に添付すべき実用新案登録請求の範囲は、様式第三の二により作成しなければならない。

（図面の様式）

第五条 願書に添付すべき図面は、様式第四により作成しなければならない。

（要約書の記載）

第六条 実用新案法第五条第七項に規定する経済産業省令で定める事項は、同法第十四条第三項に規定する実用新案公報への掲載の際に、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した考案の概要と共に実用新案公報に掲載することが最も適当な図に付されている番号とする。

（要約書の様式）

第七条 要約書は、様式第五により作成しなければならない。

（考案の単一性）

第七条の二 実用新案法第六条の経済産業省令で定める技術的關係とは、二以上の考案が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの考案が単一の一般的考案概念を形成するように連関している技術的關係をいう。

- 2 前項に規定する特別な技術的特徴とは、考案の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう。
- 3 第一項に規定する技術的關係については、二以上の考案が別個の請求項に記載されているか単一の請求項に択一的な形式によつて記載されているかどうかにかかわらず、その有無を判断するものとする。

（実用新案技術評価請求書の様式等）

第八条 実用新案技術評価の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 実用新案技術評価の請求に係る実用新案登録出願の表示又は実用新案登録番号
- 三 請求に係る請求項

2 実用新案技術評価請求書は、様式第六により作成しなければならない。

（訂正書の様式等）

第十条 実用新案登録の訂正をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正書の特許庁長官に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項については、実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものであるときは、この限りでない。

- 一 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 実用新案登録番号
- 三 訂正の目的
- 四 削除をする請求項

2 実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係る訂正書は様式第八により、同条第七項の訂正に係る訂正書は様式第八の二により作成しなければならない。

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書の訂正）

第十条の二 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第二十七条の五第一項の配列表（以下この条において「所定の配列表」という。）を含む明細書の訂正をする者又は当該訂正した明細書について実用新案法第十四条の三の規定による補正をする者は、特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する磁気ディスク（以下この条において「所定の磁気ディスク」という。）を、前条第一項に規定する訂正書又は実用新案法第十四条の三の規定による補正に係る手続補正書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、訂正した明細書に記載した事項とみなす。

3 実用新案権者は、所定の配列表を第二条の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

(国内処理請求書の様式)
第十二条 実用新案法第四十八条の四第六項の請求は、様式第九によりしなければならない。

(書面の記載事項)

第十三条 実用新案法第四十八条の五第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 国際出願番号
- 二 代理人があるときは、代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 実用新案登録出願の表示

(書面の様式)

第十四条 実用新案法第四十八条の五第一項の書面は、様式第十により作成しなければならない。

(書面の提出手続に係る方式)

第十五条 実用新案法第四十八条の五第二項第三号の経済産業省令で定める方式は、次のとおりとする。

- 一 実用新案法第四十八条の五第一項各号に掲げる事項が記載されていること。
- 二 前条に規定する様式により作成されていること。

(図面の提出の様式)

第十六条 実用新案法第四十八条の七第一項の規定により又は第二項の規定による命令に基づく図面の提出は、様式第十一によりしなければならない。

(申出の期間)

第十七条 実用新案法第四十八条の十六第一項の経済産業省令で定める期間は、同項に規定する拒否、宣言又は認定が出願人に通知された日から二月とする。

(申出書の様式)

第十八条 実用新案法第四十八条の十六第二項の申出は、様式第十二によりしなければならない。

(申出に係る翻訳文)

第十九条 実用新案法第四十八条の十六第二項の経済産業省令で定める国際出願に関する書類は、明細書、請求の範囲、図面(図面中の説明に限る。)、要約その他当該国際出願に関し出願人が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二条(xiv)の受理官庁又は同条(xix)の国際事務局に提出した書類(願書及び図面(図面中の説明を除く。))を除く。及びそれらの機関が当該国際出願に関して行った処分に係る書類とする。

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の図面の提出の期間)

第二十条 実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十七号)第三条の表中、法第四十八条の七第一項及び第二項の項の経済産業省令で定める期間は、法第四十八条の十六第四項に規定する決定の日から二月とする。

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の登録料の納付期限の特例)

第二十一条 実用新案法施行令第三条の表中、法第四十八条の十二の項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

(実用新案登録証)

第二十二条 実用新案登録証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 登録番号
- 二 考案の名称
- 三 実用新案権者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 四 考案者の氏名
- 五 実用新案権の設定の登録、実用新案登録の訂正の登録(実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものに限る。)、又は同法第十七条の二第一項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつた旨
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実用新案登録表示)

第二十三条 実用新案法第五十一条の実用新案登録表示は、「登録新案」の文字およびその登録番号とする。

(登録料納付書の様式等)

第二十四条 登録料(実用新案登録を受けようとする者が納付するものを除く。次条において同じ。)を納付するときは、様式第十四により作成した登録料納付書によらなければならない。

第二十五条 実用新案法第三十一条第三項の規定により登録料を納付するときは、国を含む者の共有に係る場合にあつては国以外の者の持分の割合を、同法第三十二条の二の規定又は他の法令の規定による登録料の軽減又は免除(以下「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合にあつては減免を受ける者の持分の割合をそれぞれ願書又は登録料納付書に記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。

第二十六条 実用新案法第三十三条第二項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、同項ただし書に規定する実用新案権者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面を登録料納付書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、登録料納付書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

第二十七条 前項の手續をするときは、当該手續をした日から二月以内に、実用新案法第三十三条第二項ただし書に規定する実用新案権者の責めに帰すことができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(既納の登録料の返還の請求の様式)

第二十八条 実用新案法第三十四条第一項の規定による登録料の返還の請求は、様式第十四の二によりしなければならない。

(過誤納の手数料等の返還の請求の様式)

第二十九条 実用新案法第三十四条第一項の規定による登録料(実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。)、の返還の請求並びに同法第五十四条の二第二項、第四項、第六項、第八項及び第十項の規定による手数料の返還の請求は、様式第十四の三によりしなければならない。

(回復理由書の様式等)

第三十条 実用新案法第三十三条の二第一項の規定により登録料及び割増登録料を追納する場合には、同項に規定する期間内に様式第十四の四により作成した回復理由書を提出しなければならない。

第三十一条 特許庁長官は、前項の回復理由書に記載された事項について必要があると認めるときは、これを証明する書面の提出を命ずることができる。

第三十二条 手續をする者の責めに帰すことができない理由により実用新案法第三十三条の二第一項の規定による手續をすることとなつた者は、その旨及び当該理由を記載した書面(以下この項において「申出書」という。)を第一項の回復理由書の提出と同時に提出しなければならない。この場合において、回復理由書に申出書に記載すべき事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

第三十三条 前項の手續をするときは、当該手續をした日から二月以内に、手續をする者の責めに帰すことができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第三十四条 第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

(情報の提供)

第三十五条 何人も、特許庁長官に対し、刊行物若しくはその写し又は実用新案登録出願若しくは特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しを提出することにより、実用新案登録出願に係る考案が実用新案法第三条第一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第三条の二又は第七条第一項から第三項ま

- 「実用新案法第八條第一項」と、同条第四項及び第九項中「特許法第八十四條の二十四項」とあるのは「実用新案法第四十八條の十六項」と、特許法施行規則第二十七條の五第三項中「特許法第七條の二」とあるのは「実用新案法第二條の二若しくは第六條の二」と、特許法施行規則第二十八條の四第二項中「特許法第四十二條第一項から第三項」とあるのは「実用新案法第九條第一項から第三項」と読み替えるものとする。
- 3 特許法施行規則第三十八條の二並びに第三十八條の十三の二第九項及び第十一項から第十四項まで（翻訳文の様式等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八條の四第一項、第二項、第四項若しくは第六項又は第四十八條の十六第二項の翻訳文に準用する。
- 4 特許法施行規則第三十八條の二の二、第三十八條の二の三、第三十八條の六から第三十八條の六の四まで、第三十八條の十一、第三十八條の十三第一項並びに第三十八條の十三の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項、第十四項及び第十五項（特許法施行規則第二十七條の二の適用に係る部分を除く。）（国際出願日の特例、明らかな誤りの訂正、補正の提出の様式、特許管理人の届出の期間、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面等の提出の期間、特許番号の表示等の特例、信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例及び塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八條の三第二項の国際実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第三十八條の六の二中「特許法第八十四條の十一」とあるのは、「実用新案法第四十八條の十五第二項において準用する特許法第八十四條の十一」と、特許法施行規則第三十八條の十三の二第六項中「特許法第七條の二第一項」とあるのは、「実用新案法第二條の二第一項」と読み替えるものとする。
- 5 特許法施行規則第三十八條の十（拒否、宣言又は認定に係る決定の記載事項）の規定は、実用新案法第四十八條の十六第三項の決定に準用する。
- 6 特許法施行規則第三十八條の十三第二項並びに第三十八條の十三の二第三項、第四項、第十項及び第十五項（特許法施行規則第二十七條の二の適用に係るものを除く。）（信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例及び塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）の規定は、実用新案法第四十八條の十六第一項の申出に準用する。
- 7 特許法施行規則第三十八條の十四（国際特許出願等についての優先権書類の提出）の規定は、実用新案法第四十八條の三第二項の国際実用新案登録出願及び同法第四十八條の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第三十八條の十四第一項中「特許法第八十四條の二十第一項」とあるのは「実用新案法第四十八條の十六第一項」と、同条第三項中「特許法第八十四條の二十四項」とあるのは「実用新案法第四十八條の十六第四項」と、同条第四項中「特許法第四十八條の十六第四項」と、同条第五項中「特許法第四十八條の十六第四項」とあるのは「第八條第一項」と、「特許法第八十四條の四第一項」とあるのは「実用新案法第四十八條の四第一項」と、「出願審査の請求」とあるのは「実用新案法第四十八條の四第六項に規定する国内処理の請求」と、同条第五項中「特許法第四十一條第一項」とあるのは「実用新案法第八條第一項」と、同条第八項中「特許法第八十四條の二十四項」とあるのは「実用新案法第四十八條の十六第四項」と読み替えるものとする。
- 8 特許法施行規則第三十八條の十四の二（受理官庁による優先権の回復の効果等）の規定は、実用新案法第四十八條の三第二項の国際実用新案登録出願に準用する。
- 9 特許法施行規則第五章（判定）の規定は、登録実用新案の技術的範囲についての判定に準用する。
- 10 特許法施行規則第六章（特許権の移転の特例）の規定は、実用新案権の移転の特例に準用する。
- 11 特許法施行規則第七章（裁定）の規定は、実用新案権についての裁定に準用する。
- 12 特許法施行規則第九章（審判及び再審）（特許法施行規則第四十七條第二項の規定を除く。）の規定は、審判及び再審に準用する。
- 13 特許法施行規則第六十七條（特許証の再交付）の規定は、実用新案登録証の再交付に準用する。

附則
1 この省令は、実用新案法の施行の日（昭和三十五年四月一日）から施行する。

2 実用新案法施行規則（大正十年農商務省令第三十四号）は、廃止する。

附則（昭和三十九年二月八日通商産業省令第五号）
この省令は、昭和三十九年二月二十日から施行する。

附則（昭和四〇年七月一九日通商産業省令第八号）
この省令は、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。

附則（昭和四五年一月一〇月一七日通商産業省令第一〇一号）
1 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に係属している特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願および防護標章登録出願については、これらについて査定または審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附則（昭和四五年一月二二日通商産業省令第一二二号） 抄
（施行期日）
第一条 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附則（昭和五〇年九月二三日通商産業省令第八三三号）
この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附則（昭和五三年三月三一日通商産業省令第一四四号）
1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存続している特許権若しくは特許料が納付されている特許出願に係る特許権、この省令の施行の際現に存続している実用新案権若しくは登録料が納付されている実用新案登録出願に係る実用新案権又はこの省令の施行の際現に存続している意匠権若しくは登録料が納付されている意匠登録出願に係る意匠権であつて、特許証、実用新案登録証又は意匠登録証が交付されていないものについての特許証、実用新案登録証又は意匠登録証の交付については、なお従前の例による。

附則（昭和五三年七月二九日通商産業省令第三四四号） 抄
（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

附則（昭和五六年一月三〇日通商産業省令第七号）
この省令は、昭和五十六年一月三十一日から施行する。

附則（昭和五六年四月三〇日通商産業省令第二三三三号） 抄
（施行期日）
第一条 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月二九日通商産業省令第二二二二号）
この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五九年六月二九日通商産業省令第四四四号）
1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この省令の規定による改正後の特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかわらず、この省令の施行の日から二週間以内は、なお従前の例によることができる。

附則（昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五五号） 抄
（施行期日）
1 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年十一月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現に係属している特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願および防護標章登録出願については、これらについて査定または審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五五号） 抄
（施行期日）
1 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年十一月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現に係属している特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願および防護標章登録出願については、これらについて査定または審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五五号） 抄
（施行期日）
1 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年十一月一日）から施行する。

(経過措置)

3 特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書又は図面についての改正法の施行前にした補正(出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前にしたものに限り)であつて、当該願書に添付した明細書又は図面の要旨を変更するものであるとして決定をもつて却下されたものについては、この省令による改正前の特許法施行規則及び実用新案法施行規則の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (昭和六〇年二月一日通商産業省令第七四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十二年五月二十九日通商産業省令第三七号)

この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年二月八日通商産業省令第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年四月二十五日通商産業省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年九月二日通商産業省令第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。

(実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置)

第六条 附則第三条の規定は、前条の規定による実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置に関して準用する。この場合において、前条の規定による改正前の実用新案法施行規則第二条の二中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

附 則 (平成五年一月八日通商産業省令第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成六年一月一日)から施行する。

(実用新案法施行規則等の改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願(改正法附則第五条第一項の規定により改正法第三条の規定による改正後の実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号。以下「新実用新案法」という。)の規定の適用を受けるものを除く。)又はこの省令の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、改正前の実用新案法施行規則(以下この項において「旧実用新案法施行規則」という。)(第六条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二及び第九条の三の規定を除く。)、改正前の特許法施行規則、改正前の意匠法施行規則、改正前の実用新案登録令施行規則(以下「旧実用新案登録令施行規則」という。)(第二条及び第三条第三項において準用する特許登録令施行規則第四十九条の規定を除く。)、改正前の特許登録令施行規則(以下「旧特許登録令施行規則」という。)、改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(以下この項において「旧特例法施行規則」という。)(第三条、第十条及び第二十三条の規定を除く。)、及び改正前の通商産業省組織規程の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧実用新案法施行規則第二条の二及び第三条の二並びに旧特例法施行規則第十九条第一項、第二十三条の三及び第三十四条の二中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

2 前項の規定にかかわらず、この省令の施行後に請求される審判及びその確定審決に対する再審については、改正後の実用新案法施行規則第二十三条第十三項において準用する新特許法施行規則第五十二条の二の規定を適用する。

3 第一項、特許法施行規則等の一部を改正する省令(昭和六十年通商産業省令第四十五号)附則第三項及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則附則第六条において準用する同規則附則第三条第一項の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた実用新案法施

行規則の様式に規定する書面の用紙の大きさについては、これらの規定にかかわらず、日本産業規格A列4番とする。

(改正法附則第五条の届出書の様式等)

第五条 改正法附則第五条第一項の届出書は、附則様式第二により作成しなければならない。附則様式第2(附則第5条関係)

- (特許申請出願) 名称の用紙には、
- 6 【整理番号】の欄には、ローマ字(大文字に限る)、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10文字以下のものを記載する。
 - 7 【出願の表示】の欄の【出願番号】には「平成何年 実用新案登録願何号、【出願日又は手続補正書提出日】には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新案登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、【出願日又は手続補正書提出日】には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、【出願日又は手続補正書提出日】の次に【整理番号】の欄を設けて、もとの出願の題名に記載した整理番号を記載する。
 - 8 【考案の名称】の欄には、明細書の【考案の名称】の欄に記載される考案の名称と同一のものを記載する。
 - 9 【住所又は居所】は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、【郵便番号】及び【住所又は居所】の欄は設けるには及ばない。
 - 10 氏名又は名称の読みがカタカナであるとき又は読みが異なるものであるときは、【氏名又は名称】の上に【フリガナ】の欄を設けて、なるべく片仮名で振仮名を付ける。
 - 11 【実用新案登録出願人】又は【代理人】の欄の【氏

- 名又は名称】(法人であつては、【代表者】)の次に【電話番号】の欄を設けて、実用新案登録出願人又は代理人の寄する電話番号(フレッシの番号をなるべく記載する。識別番号の欄は設けるには及ばない)については、【識別番号】の欄は設けるには及ばない。
- 13 【氏名又は名称】は、法人であつては、名称を記載し、【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を捺す。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、【代表者】の欄の次に【その他】の欄を設けて、○〇法の規定による法人、外国法人であつては、○〇〇〇国の法律に基づき(法人)のように対該国への住所を記載する。
- 14 印を捺すべきは識別ラベルは不要とし、識別ラベルをなるときは印は不要とする。
- 15 実用新案登録出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、【住所又は居所】の次に【住所又は居所(原語表記)】の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、実用新案登録出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、【氏名又は名称】の次に【氏名又は名称(原語表記)】の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人であつては、その次に【代表者】の欄を設けるものとする。
- 16 日本に営業所を有する外国人であつて、日本における代

- 表者外手続を行うときは、【氏名又は名称】(名称の原語を記載する場合であつては、【氏名又は名称(原語表記)】の次に【営業所(郵便番号)】及び【営業所】の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に【代表者】の欄を設けるものとする。
- 17 実用新案登録出願人が(イ)条約第3条の規定により同題名の国民とみなされる者(法人に限る。)のとき(備考第16に該当するときは除く)は、【氏名又は名称】(名称の原語を記載する場合であつては、【氏名又は名称(原語表記)】の次に【営業所】の欄を設けて、営業所の所在地の原語を記載し、その次に【代表者】の欄を設けるものとする。
- 18 【国籍・地域】は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、【住所又は居所】の欄に記載した国・地域(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成2年通商産業省令第1号、以下「特例法施行規則」といふ)第2条第3項の規定によりその名称を省略した場合にあつては、省略した国・地域)と同一であるときは、【国籍・地域】の欄は設けるには及ばない。
- 19 実用新案登録出願人が実用新案登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、【実用新案登録出願人】の欄の次に【信託関係事項】の欄を設けて、第3条第4項において準用する特許法施行規則第25条第1項各号の事項を記載する。

- 20 代理人が弁護士の場合は、【住所又は居所】の次に【弁護士】と記載し、弁護士の場合は、【弁護士】と記載する。
- 21 代理人が出願人の委員を代理したいときは、【代理人】の欄の【氏名又は名称】(代理人は法人であつては、【代表者】)の次に【代理関係の特記事項】の欄を設けて、【実用新案登録出願人(〇〇〇〇の代理人)】のように記載する。
- 22 代理人によるときは本人の印及び識別ラベル(本人が法人の場合にあつては、【代表者】の欄及び印ラベル)は不要とし、代理人による場合は【代理人】の欄は設けるには及ばない。
- 23 【営業所】【実用新案登録出願人】又は【代理人】の欄に記載すべきが2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第2条第1項の規定により実用新案登録出願人の権利について特分を記載するときは、【実用新案登録出願人】の次に【特分】の欄を設けて、○/○のように分数で記載し、もとの実用新案登録出願人において、実用新案登録出願人に係る代表者を定めていたときは、代表者として決定されている実用新案登録出願人を第一番目の【実用新案登録出願人】の欄に記載し、【実用新案登録出願人】(実用新案登録出願人の

弊する。

【先の出題に基づき優先権主張】

【出題番号】

【出題科目】

【先の出題に基づき優先権主張】

【出題番号】

【出題科目】

30 「〔国際特許分類〕」の欄には、国際特許分類に属する1971年3月24日のストラスブルグ協定第2条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出題に係る考案を最も適切に表示するものとなるべく記載する。分類のグループ記号を2以上記載する場合は行を改めて記載する。

31 「〔発出日〕令和 年 月 日」には、なるべく提出する日を記載する。

32 「届出簿が著権利にわたるときは、各ページの上の余白部分の右側にページ数を記入する。

33 添用紙においては、原則として捺消、訂正、重書き及び

34 とび折はなるべく左にとし、容易に分離し、とび直すこ

とができるように例えば作ワキキズ筆を用いてとじる。

35 特許法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を提出するときには、「提出物件の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、

2以上の包括委任状を提出するときには、「提出物件の目録」の欄に次のように欄を設け、返して記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

36 同時に2以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一である当該証明書を用いてその提出を希望するときには、「提出物件の目録」の欄に「物件名」の欄を設けて、当該証明書の書名を記載し、その次に「採用の要否」の欄を設けて、採用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を記載する。また、他の事件に係る手続について既に特許庁で証明書を提出した場合であっても、その事項に変更がない場合には当該証明書を採用してその提出を希望するときには、「採用の要否」の欄に採用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。

2 前項の届出をする者は、届出に際し、もとの実用新案登録出願の願書に添付した明細書、図面及び要約書を添付しなければならない。この場合において、当該実用新案登録出願が工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の施行前にした実用新案登録出願であるときは、新実用新案法の規定中要約書に係る部分を適用する。

3 日本国内に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有する者であつて手続をするもの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、改正法附則第五条第一項の届出をすることができない。

4 二人以上が共同して実用新案登録出願をしたときは、各人は、他の者と共同でなければ、改正法附則第五条第一項の届出をすることができない。

5 改正法附則第五条第五項の規定により特許出願又は意匠登録出願を新実用新案法の規定の適用を受ける実用新案登録出願に変更する場合における当該実用新案登録出願についての願書は、附則様式第三により作成しなければならない。

附則様式第3（附則第5条関係）

規定により最初の出題とみなされた出題又は同条A②の規定により最初の出題と認められた出題の番号を記載するとき
は、「出題日」の次に「出題番号」の欄を設けて、その番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】
【国・地域名】
【出題番号】
【出題日】
【パリ条約による優先権等の主張】
【国・地域名】
【出題番号】
【出題日】

6 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第7条の4の規定により、実用新案法第5条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載し、その旨等に記載した願書の提出を省略するときは、「代理人」(備考5に該当する場合においては、「パリ条約による優先権等の主張」)の欄の次に「先の出題」(先の出題が国際実用新案登録出題又は国際特許出題であれば、「出題番号」を「国際出題番号」とする。)及び「出題日」を設けて、先の出題の番号(先の出題が国際実用新案登録出題又は

国際特許出題であつては、国際出題番号)及び年月日を記載する。ただし、先の出題の番号が通知されていないときは、「出題日」には「平成何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出題の年月日を記載し、「出題日」の次に「整理番号」の欄を設けて、先の出題の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出題に基づき優先権主張】
【出題番号】
【出題日】
【先の出題に基づき優先権主張】
【出題番号】
【出題日】

7 願書が後発取得にわたるときは、各ページの各自部分の右端にページ数を記入する。

8 実用新案法施行規則第23条第4項において準用する特許法施行規則第3条第3項又は第4項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「提出物件の目録」の欄に「物件名」の欄を設けて、当該証明書の書名を記載し、その次に「図面の表し」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「提出物件の目録」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】
【図面の表し】
【物件名】
【提出物件の目録】の欄に「包括委任状登録願」とときは、「提出物件の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を登録しようとするときは、「提出物件の目録」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】
【提出物件の目録】の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、当該証明書の書名を記載し、その次に「図面の表示」の欄を設けて、同規則第10条第1項又は第10条の2第1項の規定によるときは提出される当該証明書の提出される手続に係る事件の表示(実用新案権に係るもの)であつては、実用新案登録番号、書名及びその提出日)を記載する。

11 代理人の連名の提出を出題と同時にするとき、「代理人」の欄の次に「連任した代理人」の欄を設けて、連任した代理人の「識別番号」、「郵便番号」、「住所又は居所」及び「氏名又は名称」を記載する。また、「連任した代理人」の欄に記載すべき者が人員上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【連任した代理人】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【連任した代理人】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】

12 その他は、様式第9の備考と同様とする。

- 2 文字は、日本産業規格 X006号で定められている文字を用いる。ただし、半角文字並びに【】(区点番号1-58)、【】(区点番号1-69)、▲(区点番号2-5)及び▼(区点番号2-7)は用いてはならない(備考の前後に【】(区点番号1-58)及び【】(区点番号1-59)を、又は置き換えた文字の前後に▲(区点番号2-5)及び▼(区点番号2-7)を用いることを除く)。日本産業規格 X006号で定められている文字以外の文字を用いようとするときは、日本産業規格 X006号で定められている漢字に置き換えて記載し、又はその読みを平仮名で記載し、それらの前に▲(区点番号2-5)、後ろに▼(区点番号2-7)を行う。
- 3 「整理番号」の欄には、ローマ字(本文字に限る)、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であって、10字以下のもを記載する。
- 4 【「原出題の表示」】の欄の【「出題番号」】には「平成何年 実用新築登録問題何号」【「出題日又は手続補正書提出日」】には「平成何年何月何日」のようにもとの実用新築登録出題の番号及び年月日に記載する。ただし、もとの出題の番号が通知されていないときは【「出題日又は手続補正書提出日」】には「平成何年何月何日提出の実用新築登録問題」のようにもとの実用新築登録出題の年月日に記載し、【「出題日又は手続補正書提出日」】の次に【「整理番号」】の欄を設ける。

- 5 【「考案の名称」】の欄には、明田善の【「考案の名称」】の欄に記載される考案の名称と同一のもを記載する。
- 6 【住所又は居所】は、何県、何郡、何村、大字、字、町、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、【郵便番号】及び【住所又は居所】の欄は設ける必要はない。
- 7 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み取りやすいものであるときは、【氏名又は名称】の上に【フリガナ】の欄を設けて、なるべく片仮名で読み仮名を付ける。
- 8 【実用新築登録出題人】又は【代理人】の欄の【氏名又は名称】(法人にあつては、【代表者】)の次に、【電話番号】の欄を設けて、実用新築登録出題人又は代理人の住所(電話番号はフナヅシ)の番号をなるべく記載する。
- 9 識別番号の通知を受けていない項については、【識別番号】の欄は設ける必要はない。
- 10 【氏名又は名称】は、法人にあつては、名称を記載し、【氏名又は名称】の次に【代表者】の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称の漢字を漢字を含まないものであるときは、【手続料の表示】の欄の次に【その欄】の欄を設けて【〇〇法の規定による法人】又は【〇〇国の法律に基づく法人】のように当該法人の法的性質を記載する。

- 11 実用新築登録出題人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、【住所又は居所】の次に【住所又は居所漢語表記】の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、実用新築登録出題人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、【氏名又は名称】の次に【氏名又は名称漢語表記】の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に【代表者】の欄を設けるものとする。
- 12 日本に営業所を有する外国人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、【氏名又は名称】(名称の原語を記載する場合にあつては、【氏名又は名称漢語表記】)の次に【営業所漢語表記】及び【営業所】の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に【代表者】の欄を設けるものとする。
- 13 実用新築登録出題人がパリ条約第3条の規定により同国別の国とみなされる者(法人に限る。)のとき(備考第12に該当するときを除く)は、【氏名又は名称】(名称の原語を記載する場合にあつては、【氏名又は名称漢語表記】)の次に【営業所】の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載し、その次に【代表者】の欄を設けるものとする。
- 14 【国籍】は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、【住所又は居所】の欄に記載した国(特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合は

- 11 であつては、省略した国)と同一であるときは、【(国籍)】の欄は設ける必要はない。
- 15 実用新築登録出題人が実用新築登録を受ける権利の消滅の発覚者であるときは、【実用新築登録出題人】の欄の次に【信託関係事項】の欄を設けて、実用新築法施行規則第22条第4項において準用する特許法施行規則第6条第1項各号の事項を記載する。
- 16 代理人が弁護士の場合は、【住所又は居所】の次に【弁護士】と記載し、弁護士の場合は、【弁護士】と記載する。
- 17 代理人が出題人の全名を代理したいときは、【代理人】の欄の【氏名又は名称】(代理人が法人にあつては、【代表者】)の次に【代理関係の母記事項】の欄を設けて、【実用新築登録出題人】の欄の【代理人】の欄の【氏名又は名称】(代理人によるときは、本人が法人の場合にあつては、【実用新築登録出題人】)の欄の【代表者】の欄は不要とし、代理人によらないときは、【代理人】の欄は設ける必要はない。
- 19 【「考案者」】、【実用新築登録出題人】又は【代理人】の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように記載を繰り返して設けて記載する。この場合において、実用新築登録出題人の権利について特分を記載するときは、【実用新築登録出題人】の次に【特分】の欄を設けて【○/○】のよ

規定する書面の提出に代えて同条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨を願書に記載していたときは、「代理人」(備考9)に該当する場合においては、「パリ条約による優先権等の主張」の欄の次に「先の出願に基づく優先権主張」の欄を設け、その欄に「出願番号」(先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願であった場合、「出願番号」を「国際出願番号」とする。)及び「出願日」を設けて、先の出願の番号(先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願であった場合、「出願番号」及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「出願日」では「平成何年何月何日提出の実用新案登録出願」のように先の出願の年月日を記載し、「出願日」の次に「整理番号」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張していたときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

26 「【国際特許分類】」の欄には、国際特許分類に属する1971年3月24日のストラスブール協定第2条(1)の分類のグループ

記号のうち、当該出願に係る考案を最も適切に該当するものとなるべく記録する。分類のグループ記号を2以上記録する場合は行を設けて記録する。

27 「【提出日】 令和 年 月 日」の欄には、電子特許処理システムを利用して手続を行うときは、その手続を行う日、電子システムの提出日より手続を行うときは、その提出する日となるべく記録する。

28 特許法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を採用するときは、「提出物件の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記録する。また、2以上の包括委任状を採用するときは、「提出物件の目録」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記録する。

【包括委任状番号】

29 同時に2以上の手続をする場合において、提出すべき証明書の内容が同一である当該証明書を採用してその提出を希望するときは、「提出物件の目録」の欄に「物件名」の欄を設けて、当該証明書の欄名を記録し、その次に「使用する表示」の欄を設けて、採用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を記録する。また、他の事件に係る手続について既に特許に証明書を出した場合であっても、その事項に変更がない場合において当該証明書を採用してその提出を希望するときは、「使用する表示」の欄に採用

される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記録する。

附則様式第5 (附則第5条関係) (字7第98号7・平8第98号4・平9第98号4・平9第98号5、平9第98号6、平10第98号1・二部改訂)

【種類名】 実用新案登録願

【整理番号】

【特記事項】 平成9年改正法施行期満5条第9項の規定による実用新案登録出願

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官

【提出願の表示】

【出願番号】

【出願日又は手続補正書提出日】

【国際特許分類】

【考案の名称】

【請求項の枚数】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(国籍)

【代理人】

【識別番号】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【約付年分】 第1年分から第 年分

【手数料の表示】

(手数料集番号)

【納付金額】

【提出物件の目録】

| | |
|-----------|---|
| 【物件名】 明細書 | 1 |
| 【物件名】 図面 | 1 |
| 【物件名】 要約書 | 1 |

【備考】

1 【提出願の表示】の欄の【「出願番号」】には「平成何年特許願番号」又は「平成何年登録願番号」、【「出願日又は手続補正書提出日」】には「平成何年何月何日」の上記のものの特許出願又は登録出願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの特許出願の番号が通知されていないときは、【「出願日又は手続補正書提出日」】には「平成何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を

きは、「提出物件の目録」の欄に「【物件名】」の欄を添付して当該証明書の種類を記載し、その次に「【署名の捺印】」の欄を添付して、同条第1項の規定によるときは捺印される当該証明書の提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によるときは捺印される当該証明書の提出された手続に係る事件の表示を記載する。

9 代理人の委任の届出を提出するときは、「【代理人】」の欄の次に「【委任した代理人】」の欄を添付して、委任した代理人の「【識別番号】」、「【郵便番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【委任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を隔り返して記載する。

- 【識別番号】
- 【郵便番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】
- 【委任した代理人】
- 【識別番号】
- 【郵便番号】
- 【住所又は居所】
- 【氏名又は名称】

10 その他は、様式第4の備考と同様とする。

附則（平成七年六月二七日通商産業省令第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。ただし、第二条の規定、第三条中実用新案法施行規則第二十二條及び第二十三條第三項の改正規定、同規則様式第十五の改正規定（【考案の名称】を削る部分を除く。）、並びに同規則様式第十六の改正規定（同様式に備考2を加える部分に限る。）、第四条中意匠法施行規則第十一條第二項の改正規定（「公告」を「特許公報への掲載」に改める部分に限る。）並びに同条第三項及び第六項の改正規定、第六條の規定、第七條の規定（特許登録令施行規則第七條第三項、第三十一條第一項及び第三十七條第一項の改正規定中、「第二百六條第一項若しくは第二百八十四條の十五第一項」を「若しくは第二百二十六條第一項」に改める部分並びに同規則第二十八條第二項及び第三項の改正規定を除く。）、第十一條及び第十二條の規定並びに附則第二條、第四條及び第五條の規定は、平成八年一月一日から施行する。

附則（平成八年九月二一日通商産業省令第六四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附則（平成八年二月二五日通商産業省令第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

（実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置）

第七条 特例法施行規則の施行日前にした実用新案登録出願及びこれに係る手続については、同規則第六條において準用する同規則附則第三條第一項の規定にかかわらず、第七條の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三條第一項において準用する特許法施行規則第九條の三の規定を適用する。

2 特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第三項、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号）附則第三條第一項及び特例法施行規則附則第六條において準用する同規則附則第三條第一項の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた実用新案法施行規則の様式に規定する手続に係る書面と添付書類との間及び添付書類各葉の間の割印については、これらの規定にかかわらず、要しないものとする。

附則（平成九年三月二四日通商産業省令第二一号）

（施行期日）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、実用新案登録出願及び国際出願（この省令の施行日後にされた特許出願、実用新案登録出願であつて、特許法第四十四條第二項（同法第四十六條第六項及び実用新案法第十一條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十條第三項、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）による改正前の特許法第四十四條第二項（同法第四十六條第六項及び平成五年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「平成五年旧実用新案法」という。）、平成五年旧実用新案法第八條第三項、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）による改正前の特許法（以下この項において「昭和六十年旧特許法」という。）、第四十五條第六項若しくは第五十三條第四項（昭和六十年旧特許法第五十九條第一項（昭和六十年旧特許法第七十四條第一項（昭和六十年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「昭和六十年旧実用新案法」という。）、第四十五條において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。）、昭和六十年旧特許法第六十

一条の三第一項（昭和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）又は平成五年改正法附則第五条第六項において準用する同条第二項の規定により、この省令の施行日前にしたものとみなされるものを除く。）に係る手続については、改正前の特許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下この項において「旧特例法施行規則」という。）の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特例法施行規則第十九条第一項、第三十一条第一項及び第三十三条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

3 特許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和六十年通商産業省令第四十五号）附則第二項及び第三項、特許法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年通商産業省令第七十五号）附則第三条第一項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下この項において「特例法施行規則」という。）附則第三条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の規定によりそれぞれなおその効力を有するものとされた特許法施行規則、実用新案法施行規則及び特例法施行規則に規定する手続については、これらの規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第二十七条の規定、第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条の規定並びに第四条の規定による改正後の特例法施行規則第十九条の二及び第二十九条の二の規定を適用する。

附 則（平成九年五月二九日通商産業省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年六月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一月八日通商産業省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この省令による改正後の規定は、特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

附 則（平成一〇年六月一六日通商産業省令第五号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願又は国際出願については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年二月一八日通商産業省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月一〇日通商産業省令第一四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年二月二八日通商産業省令第一三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

（実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置）

第四条 平成十二年一月一日前に実用新案法第四十八条の四第一項の規定による翻訳文若しくは同法第四十八条の五第一項の規定による書面の提出がされた同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願又は平成十二年一月一日前に同法第四十八条の十六第二項の規定による翻訳文の提出がされた同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に係る手続については、第二条の規定による改正前の実用新案法施行規則の規定（同規則第二十三条において準用する特許法施行規則第三条及び第四十八条の二の規定を除く。）は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月三一日通商産業省令第九二号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年八月一日経済産業省令第九四号）

（施行期日）

第一条 この省令は特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年九月一日）から施行する。

（継続中の特許出願及び実用新案登録出願に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る様式第二十九の備考15のホ及び実用新案登録出願に係る様式第三の備考14のホの適用については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附 則（平成一五年六月六日経済産業省令第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

（実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行前にした実用新案登録出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前にした実用新案登録出願に係る特許の願書に添付した明細書についての訂正については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に実用新案法第四十八条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前に実用新案法第四十八条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特許の願書に添付した明細書の訂正については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年九月四日経済産業省令第九九号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

附 則（平成一五年一〇月二七日経済産業省令第一四一四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

（平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての経過措置）

第四条 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。）の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録についての平成五年改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成五年改正法第三条の規定による改正前の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判であつて、この省令の施行後に請求されるものについては、平成五年改正省令附則第三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた平成五年改正省令第二条による改正前の実用新案法施行規則第六条第十四項において準用する平成五年改正省令第一条による改正前の特許法施行規則第七章の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第八章の規定を準用する。

附 則（平成一五年二月二一日経済産業省令第一五三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

(実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第十二条の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年三月二日経済産業省令第二八号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成一六年四月一日)から施行する。

附則 (平成一六年六月四日経済産業省令第六九号) 抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年三月二日経済産業省令第三〇号)
 この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

附則 (平成一七年一〇月三日経済産業省令第九六号)
 この省令は、平成一七年十月三日から施行する。

附則 (平成一七年七月二日経済産業省令第一一八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年三月二六日経済産業省令第一四号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、改正法の施行の日(平成一九年四月一日)から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日経済産業省令第二六号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、平成一九年四月一日から施行する。

(特許法施行規則等の改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の特許法施行規則第三十八条の二及び第三十八条の二の三(第三条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、この省令の施行後にする国際特許出願又は国際実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした国際特許出願又は国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附則 (平成一九年八月三日経済産業省令第五〇号)
 この省令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成一九年八月六日)から施行する。

附則 (平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六九号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附則 (平成二〇年二月二六日経済産業省令第九〇号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附則 (平成二一年一月三〇日経済産業省令第五号)
 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年二月二八日経済産業省令第七二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての経過措置)
第五条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。)の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録については平成五年改正法附則第四条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成五年改正法第三条の規定

による改正前の実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判であつて、この省令の施行後に請求されるものについては、「平成五年改正省令」という。)附則第三条第一項の規定によりなお効力を有するものとされた平成五年改正省令第二条による改正前の実用新案法施行規則第六条第十四項において準用する平成五年改正省令第一条による改正前の特許法施行規則第七章の規定にかかわらず、第一条の規定による改正後の特許法施行規則第八章の規定を準用する。

附則 (平成二四年一月三〇日経済産業省令第八六号) 抄
 この省令は、平成二五年三月十七日から施行する。

附則 (平成二七年二月二〇日経済産業省令第六号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二七年四月一日)から施行する。

(実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する新特許法施行規則第三十八条の十四の規定は、この省令の施行前に旧特許法施行規則第三十八条の十四第一項に規定する期間内に特許協力条約第八条の規定による優先権の主張を伴う国際特許出願又は実用新案法第四十八条の十六第一項の申出をする者によって、規則17.1(a)に規定する優先権書類の提出がなかつた場合については、適用しない。

附則 (平成二七年二月二〇日経済産業省令第七号)
 この省令は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則 (平成二七年六月二二日経済産業省令第五一号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、平成二七年七月一日から施行する。

(実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第二十三条第七項の規定は、施行日以後に実用新案法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求をする国際実用新案登録出願又は同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際実用新案登録出願について適用し、施行日前に同法第四十八条の四第六項に規定する国内処理の請求をした国際実用新案登録出願又は同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附則 (平成二八年三月二五日経済産業省令第三六号)
 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二八年四月一日)から施行する。

附則 (平成三一年二月二二日経済産業省令第二二号) 抄
 (施行期日)
第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(次項において「改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附則 (令和元年五月七日経済産業省令第一号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)
 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和元年九月一三日経済産業省令第三八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年五月二〇日経済産業省令第四九号)

1 (施行期日) この省令は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置) 2 この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願、又は意匠登録出願については、なお従前の例による。

附則 (令和二年二月二十八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和三年九月三〇日経済産業省令第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和三年十月一日)から施行する。 附則 (令和四年二月二五日経済産業省令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。(実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置) 第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法施行規則第四条(第五号に係る部分に限る。)の規定は、この省令の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この省令の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

附則 (令和四年三月一五日経済産業省令第一四号)

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。 附則 (令和四年六月三〇日経済産業省令第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年七月一日から施行する。(実用新案法施行規則の一部改正に伴う経過措置) 第三条 前条の規定は、第二条の規定による実用新案法施行規則の改正に伴う経過措置に関して準用する。

附則 (令和四年九月二六日経済産業省令第七五号) 抄

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十一月一日)から施行する。 附則 (令和四年二月二六日経済産業省令第一〇三号)

(施行期日)

この省令は、令和五年一月一日から施行する。 附則 (令和五年三月一三日経済産業省令第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。 附則 (令和五年二月一八日経済産業省令第五八号) 抄

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

様式第1(第1条の2関係)

様式第1 (第1条の2関係)
【書類名】 実用新案登録願
【整理番号】
【提出日】 令和 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿
【出願特許分類】
【考案者】
【住所又は居所】
【氏名】
【実用新案登録出願人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【国・地域】
【代理人】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【納付年分】 第1年分から第 年分
【手数料の表示】
【子納台帳番号】
【納付金額】
【提出物件の目録】
【物件名】 実用新案登録請求の範囲 1
【物件名】 明細書 1
【物件名】 図面 1
【物件名】 要約書 1
【備考】
1 用紙は、日本産業規格A列4番(縦21cm、横29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
2 余白は、少なくとも用紙の上側に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.5cmを確保しないものとする。
3 書き方は左横書き、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさと、タイプ印刷等により、黒色で、明りよにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「[]」、「{ }」、「▲」及び「▼」は用いてはならない(黒色の前後に「[]」及び「{ }」を用いるときを除く。)。
5 特許印刷金を払うときは、左上の余白にはるものとし、その下に出願手数料と登録料の合算額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成28年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。)第5条の規定による納付書(以下「納付書」という。)によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「【子納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、庶人徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。)別紙第4号の12番式の納付済証(特許庁規程利用)を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成28年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。)第41条の9第1項に規定する納付書(以下「納付書」という。)によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「【子納台帳番号】」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載する。この場合において、出願手数料及び登録料は、一の納付書又は納付書番号を使用して納付しなればならず、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
6 「【整理番号】」の欄には、ローマ字(大文字に限る。)、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。
7 「【住所又は居所】」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

- 8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み間違いやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄の上に、「【フリガナ】」の欄を設けて、なごべ片假名で読み仮名を付ける。
- 9 「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」)の欄の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、実用新案登録出願人又は代理人の有する電話番号又はファクシミリの番号をなごべに記載する。
- 10 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 11 「【氏名又は名称】」の欄には、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄(「【代表者】」の欄を設けたときはその欄)の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「○」法の規定による法人、外国法人にあつては「○」法の法律に基づき法人)のように当該法の法的性質を記載する。
- 12 実用新案登録出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の欄の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなごべに記載する。また、実用新案登録出願人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の欄の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなごべに記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 13 日本に営業所を有する外国人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」)の欄の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 14 実用新案登録出願人がより条約の同盟国又は特許協定国に加入している国民となつた者(法人に限る。)のとき(備考13に該当するときはを除く。)は、「【氏名又は名称】」(名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」)の欄の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 15 「【国籍・地域】」の欄は、外国人の場合に限る記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域(特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合には、省略した国・地域)と同一であるときは、「【国籍・地域】」の欄は設けるには及ばない。
- 16 実用新案登録出願人が実用新案登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第23条第2項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。
- 17 代理人が弁護士ときは、「【住所又は居所】」の欄の次に「【弁護士】」と記載し、弁護士のときは、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法律事務所共同法人のときは、「【代表者】」の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員を記載する。
- 18 代理人が出願人の会員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(代理人が法人にあつては、「【代表者】」)の欄の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「実用新案登録出願人○○の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法律事務所共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に「【実用新案登録出願人○○の代理人】」と、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員を記載する。
- 19 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 20 「【考案者】」の「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように繰り返し設けて記載する。この場合において、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【持分】」の欄を設けて「○/○」のように分数で記載し、実用新案登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記載し、「【実用新案登録出願人】」(実用新案登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」)の欄の次に「【出願人】」と記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法(明治29年法律第89号)第667条第1項に規定する組合契約に基づきものであるときは、「【持分の表示】」の欄の次に「【その地】」の欄を設けて、例は、投資事業有限責任組合契約にあつては「○/○の持分は、○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契

約に基づく持分、有限責任事業組合契約にあつては「○/○の持分は、○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分、組合契約にあつては「○/○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分)のように記載する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 21 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 22 「【納付年分】」の欄は、「第1年分から第3年分」のように納付年分を記載する。
- 23 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第4条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号、以下「特例法」という。)第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【手納台帳番号】」の欄には手納台帳の番号を、「【納付金額】」の欄には出願手数料と登録料の合算額(円、「」等)を付す。アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ)を記載する。実用新案法第3条第5項ただし書及び第6条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第4条第5項の規定により指定登録料者による納付の申出を行うときは、「【手納台帳番号】」を「【指定登録納付】」とし、「【納付金額】」の欄には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。

- 24 第1条の2第3項の規定により、産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、【特許年分】の欄次に「【国等の発明研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「令和〇年度、〇〇省、〇〇委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける実用新案登録出願」又は「令和〇年度、〇〇省、〇〇請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける実用新案登録出願」のように記載する。
- 25 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の共有に係る出願であつて国以外の者との共有に係る出願のうち国を含む者の共有に係る出願であつて国以外の者との共有に係る出願の金額（減免を受ける者にあつてはその減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するときは、【特許年分】（備考24に該当する場合にあつては、「【国等の発明研究の成果に係る記載事項】」の欄次に「【特許の割合】」の欄を設けて、「〇/〇」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。）
- 26 第21条第2項に規定する共有に係る出願のうち減免を受ける者を含む者の共有に係る出願であつて、合算して得た額を納付するときは、「【手数料の表示】」の欄次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第22条の2の規定による登録料の免除（〇〇〇〇 持分の割合〇/〇）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者として行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「登録料の納付の割合〇/〇」のように合算して得た額と実用新案法第31条第1項に規定する登録料の金額の割合を記載する。
- 27 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法第299条第1項ただし書の契約を記載するときは、「【手数料の表示】」の欄次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（備考26により「【その他】」の欄に減免を受ける旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）
- 28 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した面の提出を省略するときは、【整理番号】の欄次に「【特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載する（備考26により「【その他】」の欄に減免を受ける旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）
- 29 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨を願書に記載してその旨を記載した面の提出を省略するときは、【代理人】の欄次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設けて、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」の欄を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、【出願日】の欄次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した面の提出を省略するときは、【出願番号】の欄次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（特許）、実用新案登録等の別）及び実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する優先権証明書等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて、特許法に規定する優先権証明書等に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は、「世界的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【パリ条約による優先権等の主張】
- 【国・地域名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- 【出願の区分】
- 【アクセスコード】
- 【優先権証明書提供国（機関）】
- 【パリ条約による優先権等の主張】
- 【国・地域名】
- 【出願日】
- 【出願番号】
- 【出願の区分】
- 【アクセスコード】
- 【優先権証明書提供国（機関）】
- 30 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨を願書に記載してその旨を記載した面の提出を省略するときは、【代理人】（備考29に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設けて、その欄に「【出願番号】（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。）及び「【出願日】」の欄を設けて、先の出願の番号（先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号）及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、【出願日】の欄には「令和〇年〇月〇日提出の実用新案登録」のように先の出願の年月日を記載し、【出願日】の欄次に「【優先権主張】」の欄を設けて、次のように欄を繰り返し設けて記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【先の出願に基づく優先権主張】
- 【出願番号】
- 【出願日】
- 【優先権主張】
- 【先の出願に基づく優先権主張】
- 【出願番号】
- 【出願日】
- 31 「【提出】 令和 年 月 日」には、なるべく提出する日を記載する。
- 32 「【国際特許分類】」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る考案を最も適切に表示するものとなるべく記載する。分類のグループ記号を2以上記載する場合は行を改めて記載する。
- 33 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 34 各用紙においては、原則として捺印、訂正、藍紙書き及び印刷用紙を行つてはならない。
- 35 2以上はなるべく並べひとし、容易に分離し、とどまることができるよう例えはホッチキスを用いてとする。
- 36 第23条第2項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書名を記載し、その次に「【採用の表示】」の欄を設けて、「発明を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する（備考38において同じ。）。
- 【物件名】
- 【採用の表示】
- 【物件名】
- 【採用の表示】
- 37 特許法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を採用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を採用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【包括委任状番号】
- 【包括委任状番号】
- 38 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書名を記載し、その次に「【採用の表示】」の欄を設けて、「発明を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の表示（実用新案に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは採用される当該証明書の提出された手続に係る事件の表示（実用新案に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。
- 39 実用新案法第8条第1項（同項第1号に規定する実用新案登録出願）が従前に先の出願の日から一年以内にされたものでないときと認められるときに限る。の規定による優先権を主張しようとするときは、「【手数料の表示】」の欄次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する実用新案登録出願が従前に先の出願の日から一年以内にされたものでないときと認められるときに限る。）を伴う実用新案登録出願」と記載する。また、同法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「【手数料の表示】」の欄次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願」と記載する。
- 40 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。
- 【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク

様式第2 (第1条の2関係) (平5通産令75・改政、平7通産令97・平8通産令79・平10通産令97・平11通産令132・平15通産令72・平23通産令72・平23通産令72・平27通産令6・平27通産令7・平31通産令12・令元経産令1、一部改正)

【書類名】 実用新案登録願

【整理番号】

【特記事項】 実用新案法第10条第1項の規定による実用新案登録出願

【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【原出願の表示】

【出願番号】

【出願日】

【国際特許分類】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【国籍・地域】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第1年分から第 年分

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】 実用新案登録請求の範囲 1

【物件名】 明細書 1

【物件名】 図面 1

【物件名】 要約書 1

【備考】

1 実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、【特記事項】の欄の「実用新案法第10条第1項」を「実用新案法第10条第2項」とする。

と、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、【特記事項】の欄の「実用新案法第10条第1項」を「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項」とする。

2 【原出願の表示】の欄の【出願番号】には「特願○○○○—○○○○○○○」、【出願日】には「令和何年何月何日」のようにもとの特許出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、【出願番号】には「意願○○○○—○○○○○○○」、【出願日】には「令和何年何月何日」のようにもとの意匠登録出願の番号及び年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、【出願番号】には「実願○○○○—○○○○○○○」、【出願日】には「令和何年何月何日」のようにもとの実用新案登録願の番号及び年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、【出願日】には「令和何年何月何日提出の特許願」のようにもとの特許出願の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載し、実用新案法第10条第2項の規定による出願の変更をするときは、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のようにもとの意匠登録出願の年月日を記載し、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による出願の分割をするときは、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のようにもとの実用新案登録出願の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、もとの出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、もとの国際出願についての出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】の欄を【国際出願番号】とし、「PCT/○○○○/○○○○」のように国際出願番号を記載し、【国際出願番号】の欄の次に【出願の区分】の欄を設けて「特許」又は「実用新案登録」と記載する。もとの意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願（以下「国際意匠登録出願」という。）についての出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】を【出願日】とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、【出願日】の次に【整理番号】の欄を設けて、「—」のようにハイフンを記載し、【手数料の表示】の欄の次に【その他】の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○○○、意匠番号○○○」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の番号と意匠の番号を記載する。

3 もとの出願が国際意匠登録出願にあつては、【実用新案登録出願人】の欄の【住所又は居所】の次に【住所又は居所原語表記】の欄を設けて、

意匠法第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。また、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

4 第22条第2項において準用する特許法施行規則第31条第2項又は第3項の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【採用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返して設けて記載する。

【物件名】

【採用の表示】

【物件名】

【採用の表示】

5 その他は、様式第1の備考と同様とする。

様式第3（第2条関係）

【書類名】 明細書

【考案の名称】

【技術分野】

（【産業分野】）

（【先行技術文献】）

（【特許文献】）

（【非特許文献】）

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

（【考案の効果】）

【図面の簡単な説明】

（【図1】）

（【考案を実施するための形態】）

（【実施例】）

（【産業上の利用可能性】）

（【符号の説明】）

（【配列表】）

【備考】

- 用紙は、日本産業規格A列4番（横21 cm、縦29.7 cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が書き通らないものを縦表にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2 cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3 cmを超えないものとする。
- 書き方は左横書き、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とし、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさと、タイプ印刷等により、黒色で、明りよかつ容易に消すことができるように書き、平仮名（外來語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。この場合において、「【考案の名称】」の欄に記載する当該考案の内容については、半角を用いてはならない。また、「【J】」、「【V】」及び「【▲】」は用いてはならない（欄名の前後「【J】及び【V】」を用いるときは除く。）。
- 各用語においては、原則として漢語、訂正、重ぬ書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に考案の全体を出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して明細書の記載に代えてはならない。
- 技術用語は、学術用語を用いる。
- 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び実用新案登録請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 発生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本語の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 化学物質を記載する場合において、物質名だけでは、その化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。
- 「【考案の名称】」は、明細書の最初に記載し、当該考案の内容を簡明に表示するものでなければならぬ。
- 「考案の詳細な説明」は、第3条及び実用新案法第5条第4項に規定するところに従い、「【考案の名称】」の欄に次に、次の要領で記載する。
 - 原則として、実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」の見出しを付す。
 - 実用新案登録を受けようとする考案に関連する従来の技術があるときは、なるべくそれを記載し、当該記載事項の前には、「【背景技術】」の見出しを付す。

- ハ 従来技術に関する文献が存在するときは、その文献名をなるべく記載する。特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは、その記載の前には、なるべく「【特許文献】」の見出しを付し、学術論文の名称その他文献名を記載しようとするときは、その記載の前には、なるべく「【非特許文献】」の見出しを付し、これらの記載の前にはなるべく「【先行技術文献】」の見出しを付す。
- ニ 原則として、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記載する。また、実用新案登録を受けようとする考案が従来技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、なるべく「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【考案の効果】」の見出しを付し、これらの見出しの前には、「【考案の概要】」の見出しを付す。
- ホ 実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、考案をどのように実施するかを示す考案の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その考案の実施の形態は、実用新案登録出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載し、当該記載事項の前には、「【考案を実施するための形態】」の見出しを付す。また、実施例の記載の前には、なるべく「【実施例】」の見出しを付し、実施例が2以上あるときは、なるべく「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。
- ヘ 実用新案登録を受けようとする考案が産業上利用することができるが明らかなでないときは、実用新案登録を受けようとする考案の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、なるべく「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。
- 14 「図面の簡単な説明」は、図の説明ごとに行を改めて「【図1】平面図」、「【図2】立面図」、「【図3】断面図」のように記載し、当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。図の主要な部分を表す符号の説明を記載するときは、当該符号の説明の前には、なるべく「【符号の説明】」の見出しを付す。
- 15 化学式、数式、表又は日本産業規格X0200号（平成24年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本産業規格X0200号」という。）に定められている文字以外の文字（以下「化学式等」という。）を明細書に記載しようとする場合には、横170mm、縦250mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。この場合において、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。
- 16 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合に、配列表を記録した磁気ディスクを提出するときは「【配列表】」の見出しを付す。この場合、「【配列表】」の後には何も記載してはならない。配列表を電子情報処理継続により提出するときは明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。
- 17 明細書（配列表は除く。）には原則として、考案の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明又は符号の説明の前には、それぞれ「【】及び「」」を付した4桁のアラビア数字で「0001」、「0002」のように連続した段落番号を付す。この場合において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【特許文献】」、「【非特許文献】」、「【考案の概要】」、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【考案の効果】」、「【図面の簡単な説明】」、「【考案を実施するための形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」又は「【符号の説明】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【化1】」、「【数1】」、「【表1】」、「【図1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。
- 18 明細書における各記載事項は、原則として特許中の見出しの順序で記載するものとする。ただし、先行技術文献の記載については、明細書中の任意の位置とすることができる。

様式第3の2（第4条の2関係）（平15経産令72・追加、平23経産令72・令元経産令17・一部改正）

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】

【備考】

- 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右においては各々2.3cmを超えないものとする。
- 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印刷等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないうように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「」」を用いるときを除く。）。
- 実用新案登録請求の範囲が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して実用新案登録請求の範囲に記載に代えてはならない。
- 技術用語は、学術用語を用いる。
- 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び実用新案登録請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 化学物質を記載する場合において、物質名だけではその化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。

- 13 「実用新案登録請求の範囲」は、第4条並びに実用新案法第5条第5項及び第6項に規定するところに従い、次の要領で記載する。
- イ 「実用新案登録請求の範囲」の記載と「明細書」の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならない。
 - ロ 請求項の記載の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。
 - ハ 他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。
 - ニ 他の2以上の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。
 - ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「請求項2」のように記載する。ただし、他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。
- 14 化学式等を実用新案登録請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

様式第4（第5条関係）（平成10年省令78・令改、平成18年省令72・令元経産省令17・一部改正）

【書名】 図面

【図1】

【備考】

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさのトレーシングペーパー若しくはトレーシングクロス（黄色又は薄い赤色のものを除く。）又は白色上質紙を縦長にして用いる。ただし、特に必要があるときは、横長にして用いてもよい。
 - 2 図は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。
 - 3 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
 - 4 描き方は、原則として製図法に従って、黒色で、鮮明にかつ容易に消すことができないように描くものとし、着色してはならない。
 - 5 2以上の図があるときは、原則として当該出願に係る考案の特徴を最もよく表す図を「【図1】」とし、以下各図ごとに「【図2】」、「【図3】」のように連続番号を図の上に付し、図面が複数枚にわたるときも、全ページを通じて各図ごとに連続番号を付す。また、1の番号を付した図を複数ページに描いてはならず、異なる番号を付した図を横に並べて描いてはならない。
 - 6 符号は、アラビア数字を用い、大きさは約5mm平方とし、他の線と明確に区別することができる引出線を引いて付ける。同一の部分が2以上の図中にあるときは、同一の符号を用いる。
 - 7 線の大きさは、実線にあつては約0.4mm（引出線にあつては約0.2mm）、点線及び鎖線にあつては約0.2mmとする。
 - 8 切断面には、平行斜線を引き、その切断面中異なる部分を表す切断面には、方向を異にする平行斜線を、それができないときは、間隔の異なる平行斜線を引く。
 - 9 図中のある個所の切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面の個所を示し、その一点鎖線の両端に符号を付け、かつ、矢印で切断面を描くべき方向を示す。
 - 10 凹凸の部分を表すには、断面図又は斜視図を用い、特に陰影を付ける必要があるときは、約0.2mmの実線で鮮明に描く。
 - 11 中心線は、特に必要がある場合のほかは、引いてはならない。
 - 12 図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次の要領で図面の中に記入することができる。
- イ 用語は、明細書又は実用新案登録請求の範囲において使用した用語と同一

- 一のものを用いる。
- ロ 文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記入する。
- ハ 図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記入する。

様式第5（第7条関係）（平6通産令75・全改、平7通産令67・平18通産令72・令元通産令17・一部改正）

【書類名】 要約書

【要約】

【添付図】

【備考】

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 6 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に考案の全体を出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して要約書の記載に代えてはならない。
- 7 技術用語は、学術用語を用いる。
- 8 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書、実用新案登録請求の範囲及び要約書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 9 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 10 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語、外国語による学術文献等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 11 【要約】の欄には、明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した考案の概要を次の要領で記載する。
イ 原則として考案が解決しようとする課題、その解決手段等を平易かつ明りように記載する。この場合において、各記載事項の前には、【課題】、

- 「【解決手段】」等の見出しを付す。
- ロ 文字数は400字以内とし、簡潔に記載する。
- ハ 要約の記載の内容を理解するため必要があるときは、選択図において使用した符号を使用する。
- 12 化学式等を「【要約】」の欄に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。
- 13 「【選択図】」には、第6条に規定するところに従って選択した1の図に付されている番号を「図○」のように記載する。

様式第6(第8条関係)

【書類名】実用新案技術評価請求書

(【提出日】令和 年 月 日)

【あて先】特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【評価の請求に係る請求項の数】

【評価の請求に係る請求項の表示】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【請求人の意見】

【提出物件の目録】

【備考】

- 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、実用新案法第54条第8項の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。
- 請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者以外の者であるときは、「【書類名】」を「実用新案技術評価請求書(他人)」と記載する。
- 「【出願の表示】」の欄は次の要領で記載する。
 - 「【出願番号】」には、「実願○○○○—○○○○○○」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出

願番号」を「【出願日】」とし「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

ロ 国際実用新案登録出願において、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○○○/○○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。

ハ 登録後に請求するときは、「【出願の表示】」を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。

4 「【評価の請求に係る請求項の表示】」の欄には、「請求項1」、「請求項2」のように、評価の請求に係る請求項に付した番号を記載する。

5 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性質を記載する。

6 「【請求人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返して記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

7 「【手数料の表示】」の欄には、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

8 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(○○○○ 持分の割合○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と実用新案法第54条第2項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額の割合を記載する。

9 実用新案法第54条第8項の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(免除)」のように請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考8により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するに及ばない。

10 「【請求人の意見】」の欄には、請求項に係る考案と先行技術との対比により、請求項に係る考案が新規性又は進歩性を有している又は有していない旨の意見を具体的に記載する。

11 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、13、15、17、19、31、33から35まで、37及び38と同様とする。

様式第8の2（第10条関係）

特許
印紙
実用新案法第14条の2第7項に係る訂正書
(令和 年 月 日)

(特許庁長官 殿)
1 実用新案登録番号 (無効 -)

2 訂正の目的

3 実用新案種者
(識別番号)

住所 (居所)

氏名 (名称)

(国籍・地域)

4 代理人
(識別番号)

住所 (居所)

氏名 (名称)

5 削除をする請求項の表示

6 削除後の請求項の数

7 添付書類の目録
(備考)

1 「訂正の目的」の欄には、「請求項の削除」と記載する。

2 「削除をする請求項の表示」の欄には、「請求項1」のように、削除をする請求項に付した番号を記載する。

3 第23条第2項において適用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 削除後の請求項の数」の欄の次に「7 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。

4 その他は、様式第8の備考1から5まで、7から13まで及び14から19までと同様とする。この場合において、様式第8の備考4中「代理人」の欄の次に「代理人」の欄の次に「削除後の請求項の数」の欄の次に「と、読み替えるものとする。」と、読み替えるものとする。

様式第9（第11条関係）（平11通産令130・全改、平15通産令72・平16通産令28・令元通産令1・令2通産令52・一部改正）

【書類名】 国内処理請求書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【備考】

1 「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「実願○○○○—○○○○○○」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○○」のようにその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、「【国際出願番号】」を「【国際出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の国際出願」のように国際出願の年月日を記載する。また「【国際出願番号】」又は「【国際出願日】」の欄を設けたときは、「【国際出願番号】」又は「【国際出願日】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。

2 「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

3 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から11まで、13、17から19まで、31、33から35まで及び38と同様とする。

様式第10（第13条関係）

【書類名】 国内書面

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】

【出願の区分】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第1年分から第 年分

（【手数料の表示】）

（【手続台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】 請求の範囲の翻訳文 1

【物件名】 明細書の翻訳文 1

【物件名】（図面の翻訳文） 1

【物件名】（図面） 1

【物件名】 要約書の翻訳文 1

【備考】

1 「【出願の表示】」の欄の「【国際出願番号】」には、「PCT/OO〇〇/O〇〇〇〇」のようにその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、「【国際出願番号】」を「【国際出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の国際出願」のように国際出願の年月日を記載する。また、「【出願の区分】」には「実用新案登録」と記載する。

2 実用新案法第46条の4第4項の規定により、翻訳文を添付して提出するときは、「【手数料の表示】」の次に「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第46条の4第4項の規定による翻訳文の提出」と記載する。

3 第23条第4項において準用する特許法施行規則第38条13の2第2項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク 1

4 その他は、様式第1の備考1から5まで、7から27まで、31、33から35まで、37及び38と同様とする。

資事業有限責任組合契約に基づく持分)、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【申出人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【申出人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

4 「【申出の趣旨】」の欄には、拒否、宣言又は認定のいずれかに係る申出であることを記載する。

5 第23条第6項において使用する特許法施行規則第38条13の2第4項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク

1

6 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から19まで、22、24から27まで、31、33から35まで及び38と同様とする。この場合において、様式第1の備考26及び備考27中「【手数料の表示】」とあるのは「【納付年月】」と読み替えるものとする。

様式第14 (第21条関係)

【書類名】 実用新案登録料納付書
 【提出日】 令和 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【実用新案登録番号】
 【請求項の数】
 【実用新案種別】
 【氏名又は名称】

様式第13
 削除
 様式第14 (第21条関係)

【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【納付年分】 第 年分

(円) ここに特許印紙をはり付けること

- (備考)
- 1 【納付者】の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
 - 2 「【実用新案権者】」又は「【納付者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 【実用新案権者】
 【氏名又は名称】
 【実用新案権者】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 - 3 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「【第何年分から第何年分】」のように記載する。
 - 4 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第5項ただし書又は第33条第3項ただし書の規定により、現金により登録料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【登録料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。
 - 5 実用新案法第33条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」(備考6に該当する場合にあつては「【持分の割合】」)の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第33条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。
 - 6 第21条第2項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに登録料の金額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額を納付するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
 - 7 第21条第3項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【納付年分】」(備考5に該当する場合にあつては「【特許料等に関する特記事項】」、備考6に該当する場合にあつては「【持分の割合】」)の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。
 - 8 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から10まで、13、31及び34と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【納付者】」と読み替へるものとする。

様式第14の2(第21条の2関係)

【書類名】 実納登録料返還請求書
 (【提出日】 令和 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官
 【実用新案登録番号】
 【返還請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【返還原因】
 【納付年月日】
 【納付済金額】
 【納付年分】 第 年分から第 年分
 【納付金額】
 【適正納付金額】
 【納付年分】 第 年分から第 年分
 【納付金額】
 【返還請求金額】
 【返還金振込先】
 【金融機関名】
 【口座種別】
 【口座番号】
 【フリガナ】
 【口座名義人】
 (【返還の表示】)
 (【手納台帳番号】)
 (【加算金額】)
 【提出物件の目録】
 【物件名】

- (備考)
- 1 「【実用新案登録番号】」の欄には、「実用新案登録第○○○○○○○号」のように実用新案登録の番号を記載する。
 - 2 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る登録料を納付した者を記載する。
 - 3 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
 - 4 「【返還請求人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
 【返還請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【返還請求人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】

- 6 「返還請求金額」の欄には、返還を請求する手数料と登録料の合計額を記載する。
- 7 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、11、13、17、19、31、33から35まで及び38並びに様式第14の2の備考3から6まで、9及び11と同様とする。この場合において、様式第1の備考17中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法律事務所共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第14の4（第21条の4関係）

【書類名】 回復理由書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【実用新案登録番号】

【実用新案発明者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

（【手数料の表示】）

（【納付書番号】）

【提出物件の目録】

【備考】

1 特許印紙をはくときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【手納台帳番号】」とし、手納台帳の番号を記載し、「【手納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定登録納付者による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【指定登録納付】」とし、「【指定登録納付】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12番式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付書によるときは「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。備考5に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付書を使用して納付しなければならぬ。ただし、実用新案法別表第7号中欄括弧書きの者が手続をするときは特許印紙は不要とする。

2 「【実用新案発明者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【実用新案発明者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【実用新案発明者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

3 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになつた日について簡明に記載する。

4 第21条の4第3項の規定により回復の申出書の提出を省略しようとするときは、「【回復の理由】」の欄の次に「【その旨】」の欄を設けて、手続をすることができなかつた理由について具体的に記載する。

5 第21条の4第5項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【実用新案登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復

理由書の提出に係る実用新案登録番号（実用新案登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

実用新案登録第○○○○○○○号、実用新案登録第○○○○○○○号、

実用新案登録第○○○○○○○号、実用新案登録第○○○○○○○号、

- 6 その他は、様式第1の備考1から4まで、7から11まで、13、17から19まで、21、31、34、及び35並びに38と同様とする。この場合において、様式第1の備考9中「【実用新案登録出願人】」とあるのは「【実用新案権者】」と、「【実用新案登録出願人】とあるのは「【実用新案権者】」と、備考17中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第15（第22条、第22条の2関係）（平5通産令75・追加、平7通産令97・平8通産令79・平10通産令87・平11通産令14・平11通産令152・平15経産令72・平16経産令98・平17経産令30・平20経産令69・令元経産令1・令2経産令28、一部改正）

【書類名】 刊行物等提出書

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出する刊行物等】

【提出の理由】

【備考】

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「実願○○○○—○○○○○○」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、登録後に提出するときは「【事件の表示】」の欄を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。

- 2 「【提出者】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

3 「【識別番号】」には、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄に「省略」と記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。

4 第22条第3項又は第22条の2第3項において準用する特許法施行規則第13条の2第3項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。

5 「【提出の理由】」の欄には、第22条の2第1項の規定による情報の提供であるときは、当該刊行物等によりその実用新案登録が第22条の2第1項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載する。

6 図又は化学式等を「【提出の理由】」中に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。

7 第22条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出の理由】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【採用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは採用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは採用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【採用の表示】

【物件名】

【採用の表示】

8 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、13、17、19、31及び33から35まで並びに様式第14の2の備考3と同様とする。
